

新型コロナウイルス感染症に関する 都税についてのお知らせ



新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請いただくことで徴収猶予の制度を利用することができます。
 猶予期間は最長で1年間、猶予期間中の延滞金は全額免除され、担保の提供は不要です。
 申請書は、東京都主税局ホームページからも入手できます。

●徴収猶予の「特例制度」 (※根拠法令：地方税法附則第59条)

条件	以下の①②をいずれも満たす方が対象となります。 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入（給与や売上）が前年同期に比べて概ね20%以上減少している場合 ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難な場合
対象都税	令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する全ての都税（自動車税環境性能割、狩猟税等を除きます。）
猶予期間	納期限から最長1年間 ※ただし、予定中間申告による法人住民税・法人事業税等は、確定申告書の提出期限までの期間
申請期限	納期限まで ※ただし、令和2年2月1日から令和2年6月30日までに納期限が到来する都税については、令和2年6月30日が申請期限となります。
備考	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、令和2年4月30日から施行した特例制度です。

●徴収猶予 (※根拠法令：地方税法第15条第1項)

条件	新型コロナウイルス感染症の影響により、例えば以下のようなケースに該当する方が対象となります。 ・収入（給与や売上など）が概ね20%以上減少した場合 ・納税者ご本人又は生計を同じにするご家族がり患された場合 ・消毒作業などで、備品や棚卸資産を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた場合 ・納税者の方が営む事業について、事業を廃止し、又は休止した場合
対象都税	全ての都税（自動車税環境性能割、狩猟税等を除きます。）
猶予期間	最長1年間
申請期限	随時（令和3年3月31日まで） ※原則、納期限までにご申請ください。
備考	東京都では独自の取組として、特例制度と同様の基準に引き下げて運用しています。



新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小事業者等に対する令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の負担を軽減します。

軽減措置の対象

一定の収入の減少^{※1}があった中小事業者等^{※2}で、令和3年2月1日(月)までに都税事務所宛てに課税標準の特例措置に関する申告をされた方の事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 以下のいずれかの条件に該当する法人又は個人をいいます。

- (1) 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人(＊)
- (2) 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- (3) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

＊ 次の法人は、資本金が1億円以下でも対象とはなりません。

- ①同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
- ②2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

申告期限等

令和3年2月1日(月)※までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて都税事務所に申告した方に適用します。申告書様式・申告方法については、右記主税局ホームページをご覧ください。



※ 法令上の申告期限である令和3年1月31日は日曜日のため、その翌開庁日の令和3年2月1日(月)が申告期限となります。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長



生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

軽減措置の対象

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規取得した固定資産について、以下の固定資産が新たに対象となります。

対象の固定資産	要件
事業用家屋	<ul style="list-style-type: none"> ○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	<ul style="list-style-type: none"> ○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が14年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること

適用期間 令和2年4月30日から令和3年3月31日(※)までに取得した資産が特例対象となります。
※生産性向上特別措置法の改正を前提として、現行の特例措置対象も含め2年延長する見込みです。

特例率 東京都(23区)においては、特例割合ゼロ

その他 先端設備等導入計画の認定申請については、各特別区へお問い合わせください。



耐震基準不適合既存住宅の取得に係る不動産取得税の減額の特例

耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、耐震改修後の住宅への入居が遅れた場合、不動産取得税の減額要件が緩和されます。

現行制度

昭和56年12月31日以前に新築された住宅を個人の方が取得したとき、以下の全ての要件を満たす場合に、当該住宅が新築された時点に応じて、不動産取得税の一定の額が減額されます。

- (1) 住宅の床面積が50㎡以上240㎡以下であること
- (2) 住宅を取得後に耐震改修を行い、建築士等により新耐震基準に適合していることが証明されること
- (3) 取得日から6月以内に、耐震改修工事後の住宅に居住すること

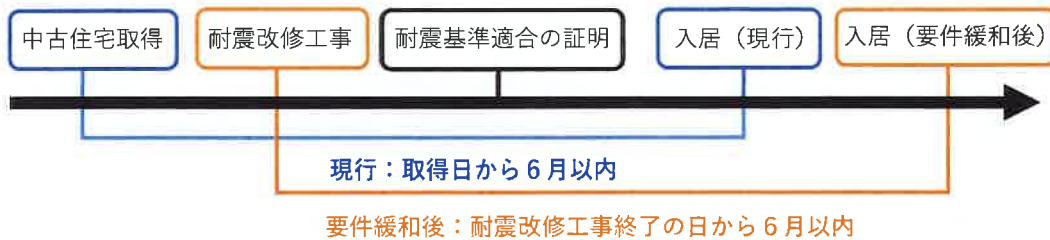
特例の対象

以下を全て満たすことで、上記制度の要件が緩和されます。

- (1) 以下のいずれか遅い日までに耐震改修の契約が行われていること
 - ア 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から5月を経過する日
 - イ 令和2年6月30日
- (2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震基準不適合既存住宅の取得日から6月以内に居住の用に供することができなかったこと

要件緩和の内容

「現行制度」(3)の要件が「取得日から6月以内」から「耐震改修工事終了の日から6月以内」に緩和されます。(令和4年3月31日までの居住に限ります。)



自動車税環境性能割に係る臨時的軽減期間の延長



令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。

令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車の税率

燃費基準達成度等	登録車 (新車・中古車)	登録車 (新車・中古車)
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成	1%	1%
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成	2%	2%
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成	3%	2%
上記以外	3%	2%

➔
軽減後の税率



都税の納税も**非対面**方式で！

ペイジーを利用した納付

金融機関・郵便局のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングから納税通知書記載の番号（収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分）を入力して納付できます！

※金融機関は東京都公金収納取扱金融機関に限ります。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングを利用する方は、事前に金融機関への申込みが必要です。

※領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。

クレジットカードでの納付

パソコンやスマートフォン等から、インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし納付できます！

※税額に応じた決済手数料がかかります。

※領収証書は発行されません。領収書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。

※対応している主な税目は以下のとおりです。

自動車税種別割、固定資産税・都市計画税（土地・家屋（23区内））、固定資産税（償却資産（23区内））、個人事業税、不動産取得税

☆詳しくはこちら→

都税クレジットカードお支払サイト

検索

スマートフォン決済アプリでの納付 NEW!!

スマートフォン決済アプリの請求書支払いサービスを使用して、納付書のバーコードを読み取ることで納付できます！

利用できるスマートフォン決済アプリ → PayPay、 LINE Pay（令和2年10月現在）

※1枚当たりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

※領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。

地方税共通納税システムでの納付（eLTAX電子納税）

eLTAXを通じて全ての都道府県、区市町村へ、自宅や職場のパソコンから一括で電子納税ができます！
ダイレクト納付又はインターネットバンキング・モバイルバンキング・ATMから納付できます。

*ダイレクト納付とは・・・？

事前にeLTAX対応のソフトウェアから出力した「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」を金融機関宛てに送付し、口座登録をすることで、簡単なクリック操作で納付できます。

※対応している税目は以下のとおりです。

法人住民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税、事業所税

※領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。

☆詳しくはこちら→

エルタックス

検索

口座振替

ご利用の預（貯）金口座から、納期限に自動的に納税できます！

口座振替のお申込みは、Webでの手続きが便利です！

※対応している税目は以下のとおりです。

個人事業税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋（23区内））*、固定資産税（償却資産（23区内））*

*随時課税分については利用できません。

※東京都公金収納取扱金融機関でご利用いただけます。



都税 Web口座振替

検索